

## 和歌山県内に本社を有する建設業者の指名等取扱い基準

### (趣旨)

第1条 和歌山県内に本社（本店）を有する建設業者の指名等に係る取扱いについては、和歌山市企業局建設工事に係る指名競争入札参加者指名基準（平成12年9月1日施行。以下「指名基準」という。）及び指名基準第4条に関する運用基準並びに和歌山市企業局建設工事等一般競争入札実施要綱（平成15年7月1日施行）に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

### (新規指名に係る事務所の調査)

第2条 和歌山県内に本社を有する建設業者のうち、新たに競争入札に参加させようとするときは、当該業者の営業所（和歌山市内に本社を有する者にあっては本社、和歌山市外に本社を有する者にあっては契約権限を委任された営業所をいう。以下同じ）の実態を調査し、次に掲げる事項に適合しない場合は指名を行わないものとする。

- (1) 競争入札参加資格申請により届け出た営業所の住所において、建設業に係る営業所であることが明確に判断できるような表示を行っていること。
- (2) 当該営業所において継続して建設業の営業を行っていると認められるものであること。
- (3) 当該営業所内において常態的に社員が勤務していることが認められること。
- (4) 建設業の営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。
- (5) 競争入札参加資格申請において届け出た電話番号、ファクシミリ番号により営業所に電話等が通じること。
- (6) 当該営業所が建設業の営業に係る独立した営業所であること。
- (7) 建設機械、建設資材等の保管場所を有していること。

### (新規指名業者に係る入札参加の制限)

第3条 新規に指名された者は、配水管工事（水道局）の業種については初指名から1年の間、予定価格が1,000万円を超える当該指名業種に係る入札に参加することができないものとし、その他の業種については初指名から1年の間、予定価格が500万円を超える当該指名業種に係る入札に参加することができない。

- 2 前項の規定は、指名されていない業種について新たに指名された場合も同様とする。

### (等級区分等による入札参加者の選定)

第4条 予定価格が2,500万円未満である土木一式工事、建築一式工事及び配水管工事に係る入札参加者の指名は、指名基準第2条及び第3条に規定する発注工事種別、等級区分及び格付けにより、工事場所における区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年1月規則第1号）第2条に規定する支所及び連絡所の所管する区域（以下「行政地区」という。以下同じ。）に存する既指名業者のうち、別表に定める指名行政地区組合せ表により選定するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、工事場所が別表に定める複数の指名行政地区組合せに存する場合は、別表に係わらず適正な行政地区的組合せにより行うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定により入札参加者を選定する場合において、十分な競争性を確保できること認められないときは、直近上位等級者、他の行政地区組み合わせ等を指名に加えることができる。

4 土木一式工事、建築一式工事及び配水管工事以外の工事に係る入札参加者の指名は、指名基準第2条及び第3条に規定する発注工事種別、等級区分及び格付けを設ける業種にあっては、対象等級に格付けされた者の中から、等級区分を設けない業種にあっては当該業種に係る経営事項審査における総合評点を考慮した者の中からそれぞれ施工実績、施工内容等を勘案して選定するものとする。

(地域限定型の制限付き一般競争入札)

#### 第5条 削除

(所在地変更に係る指名の取扱い)

第6条 指名業者から所在地を変更した旨の届出があった場合は、速やかに当該業者の新たな営業所の実態を調査するものとし、調査事項に適合していると認められるまでの間は指名を行わないものとする。

2 第2条各号の規定は、前項に規定する調査事項についてこれを準用する。この場合において第2号中「営業を行っている」とあるのは「営業を行う」と読み替えるものとする。

(指名の理由)

第7条 指名の理由は、次のとおりとする。

- (1) 工事場所による指名行政地区組合せ表により、対象等級に格付けされた既指名業者を選定 (第4条第1項及び第2項)
- (2) 対象等級に格付けされた者から施工実績、施工内容等を勘案して選定 (第4条第4項)
- (3) 経営事項審査における総合評点を考慮した者の中から施工実績、施工内容等を勘案して選定 (第4条第4項)
- (4) 特殊工法等のため施工可能な者を選定

#### 附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に行う建設工事等に係る入札公告から

適用する。

別表（第4条関係）

指名行政地区組合せ表（予定価格が2,500万円未満の土木一式工事）

番号	行政地区名
1	西脇、加太、湊、野崎、松江、木本
2	有功、直川、川永、山口、紀伊、貴志、楠見
3	本町、城北、大新、新南、宮、宮北、四箇郷、中之島、宮前
4	雜賀、雜賀崎、田野、和歌浦、広瀬、雄湊、吹上、砂山、今福、高松、芦原
5	岡崎、安原、西山東、名草、三田
6	西和佐、和佐、東山東、小倉

指名行政地区組合せ表（予定価格が2,500万円未満の建築一式工事）

番号	行政地区名
1	西脇、加太、有功、直川、川永、山口、紀伊、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見
2	西和佐、岡崎、和佐、小倉、本町、城北、広瀬、大新、新南、芦原、宮、宮北、四箇郷、中之島、宮前
3	安原、西山東、東山東、雜賀、雜賀崎、田野、和歌浦、名草、雄湊、吹上、砂山、今福、高松、三田

指名行政地区組合せ表（予定価格が2,500万円未満の配水管工事）

番号	行政地区名
1	西和佐、西脇、和佐、小倉、加太、有功、直川、川永、山口、紀伊、本町、城北、 宮北、四箇郷、中之島、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見
2	岡崎、安原、西山東、東山東、雜賀、雜賀崎、田野、和歌浦、名草、広瀬、雄湊、 大新、新南、吹上、砂山、今福、高松、芦原、宮、宮前、三田

指名まで（市内業者、準市内業者及び県内業者の場合）

営業2年以上

建設業の許可受

経営事項審査受他、指名願提出要件を満たす。

参加資格申請書提出



① 翌年申請書提出（参加資格取得）

② 翌々年申請書提出（参加資格取得）

（※平成15年度から2年間有効）

2年経過



入札参加意思表示（営業活動）



【指名についての検討】（※経営事項審査等参照）

① 資格取得後2年が経過

② 指名希望業種において複数の技術者を雇用

③ 市内での工事実績（下請施工可）

④ 公共工事の実績（下請施工可）

⑤ 工事実績の内容（多種多様の施工）

⑥ その他



指名基準を満たす



事務所実態調査（訪問）

（※平成15年度から写真添付）

① 建設業等に係る営業所において、明確に判明できるような表示（看板）を行っていること。

② 当該営業所において、継続して建設業等の営業を行っていると認められるものであること。

③ 当該営業所において、常態的に社員が勤務していることが認められること。

④ 建設業等の営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。

⑤ 競争入札参加資格申請において届け出た電話番号、ファクシミリ番号により営業所に電話等が通じること。

⑥ 当該営業所が建設業等の営業に係る独立した営業所であること。

⑦ 建設機械、建設資材等の保管場所を有していること。



適切な事務所として認める



指名

① 初指名から1年間は、500万円未満で指名する。

指名まで（市内「管」業者）

※業種コード 091 配水管工事（水道局）

営業 2 年以上

建設業の許可受「管」

経営事項審査受他、指名願提出要件を満たす。

**参加資格申請書提出**

- ① 翌年申請書提出（参加資格取得）
- ② 翌々年申請書提出（参加資格取得）  
(※平成 15 年度から 2 年間有効)

**2 年経過**

**入札参加意思表示（営業活動）**

【指名についての検討】（※経営事項審査等参照）

- ① 資格取得後 2 年が経過
- ② 指名希望業種において複数の技術者を雇用  
※ 管工事業において 2 名以上
- ③ 市内での工事実績（下請施工可）
- ④ 公共工事の実績（下請施工可）
- ⑤ 工事実績の内容
- ⑥ 和歌山市指定給水装置設置事業者の認定
- ⑦ 和歌山市においての指名の状況
- ⑧ その他

**指名基準を満たす**

**事務所実態調査（訪問）**

（※平成 15 年度から写真添付）

- ① 建設業等に係る営業所において、明確に判断できるような表示（看板）を行っていること。
- ② 当該営業所において、継続して建設業等の営業を行っていると認められるものであること。
- ③ 当該営業所において、常態的に社員が勤務していること。
- ④ 建設業等の営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。
- ⑤ 競争入札参加資格申請において届け出た電話番号、ファクシミリ番号により営業所に電話等が通じること。
- ⑥ 当該営業所が建設業等の営業に係る独立した営業所であること。
- ⑦ 建設機械、建設資材等の保管場所を有していること。

**適切な事務所として認める**

**指名**

- ① 初指名から 1 年間は、1,000 万円未満で指名